

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日 文部科学省と共同で策定)

⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、

- ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
- ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算案 575.0億円
※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

○運営費等

〔原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。〕

- ・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円〔総事業費741.2万円〕)
- ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)・備品購入のみの場合(基準額:100万円)

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、放課後児童クラブ運営支援事業(仮称)、放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称)

【質の改善事項(※全額消費税財源を活用)】

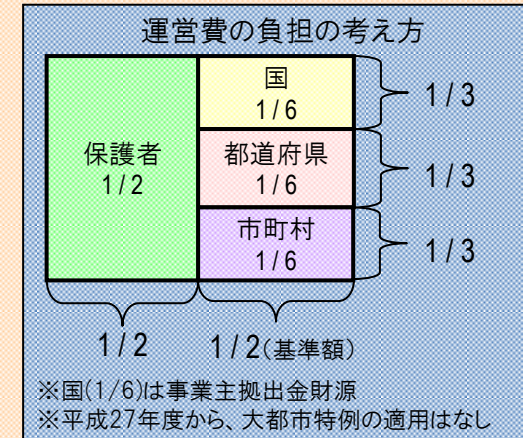
放課後児童クラブ開所時間延長支援事業、障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置、19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

○整備費

・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。
※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設



放課後児童クラブ関係・平成27年度予算(案)の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算(案)に「量的拡充」及び「質の改善」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】 子ども・子育て支援交付金:内閣府予算に計上

(1) 量的拡充

① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]

② 補助対象の拡大等

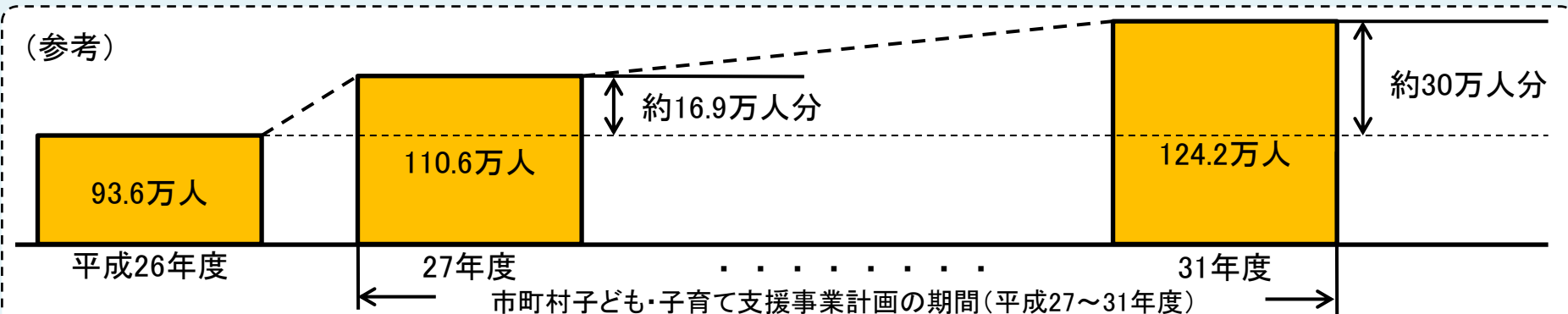
ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)

(※)山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定

イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。



(※)平成31年度の数值は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

ア 放課後子ども環境整備事業の充実

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円

幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):5,000千円

イ 放課後児童クラブ運営支援事業(仮称) 2.6億円【新規】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を加速するための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案):3,080千円

ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業(仮称) 4.2億円【新規】

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を促進するための補助を行う。

(イ)補助基準額(案):435千円

(2) 質の改善

① 放課後児童クラブ開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】

(ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): (i) 1,539千円 (ii) 2,831千円

② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】

(ア) 事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 1,712千円

③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】

(ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): 532千円

2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金:内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

(1)実施主体:市町村

(2)補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

(3)補助率:1/3(大都市特例なし)

〔 国:1/3、都道府県1/3、市町村1/3
国:2/9、都道府県2/9、市町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

(4)平成27年度予算(案)における改正内容

① 対象か所数の増

319か所(26年度) → 1,096か所(27年度(案))

② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度(案))

③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。

学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度(案))

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

④ 補助対象事業者

社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金:厚生労働省予算に計上

(1)放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

② 実施主体:都道府県

③ 補助基準額(案):1回当たり 810千円

④ 補助率:国1/2、都道府県1/2

⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

(2)放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

② 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村

③ 補助基準額(案):1か所当たり 1,424千円

④ 補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

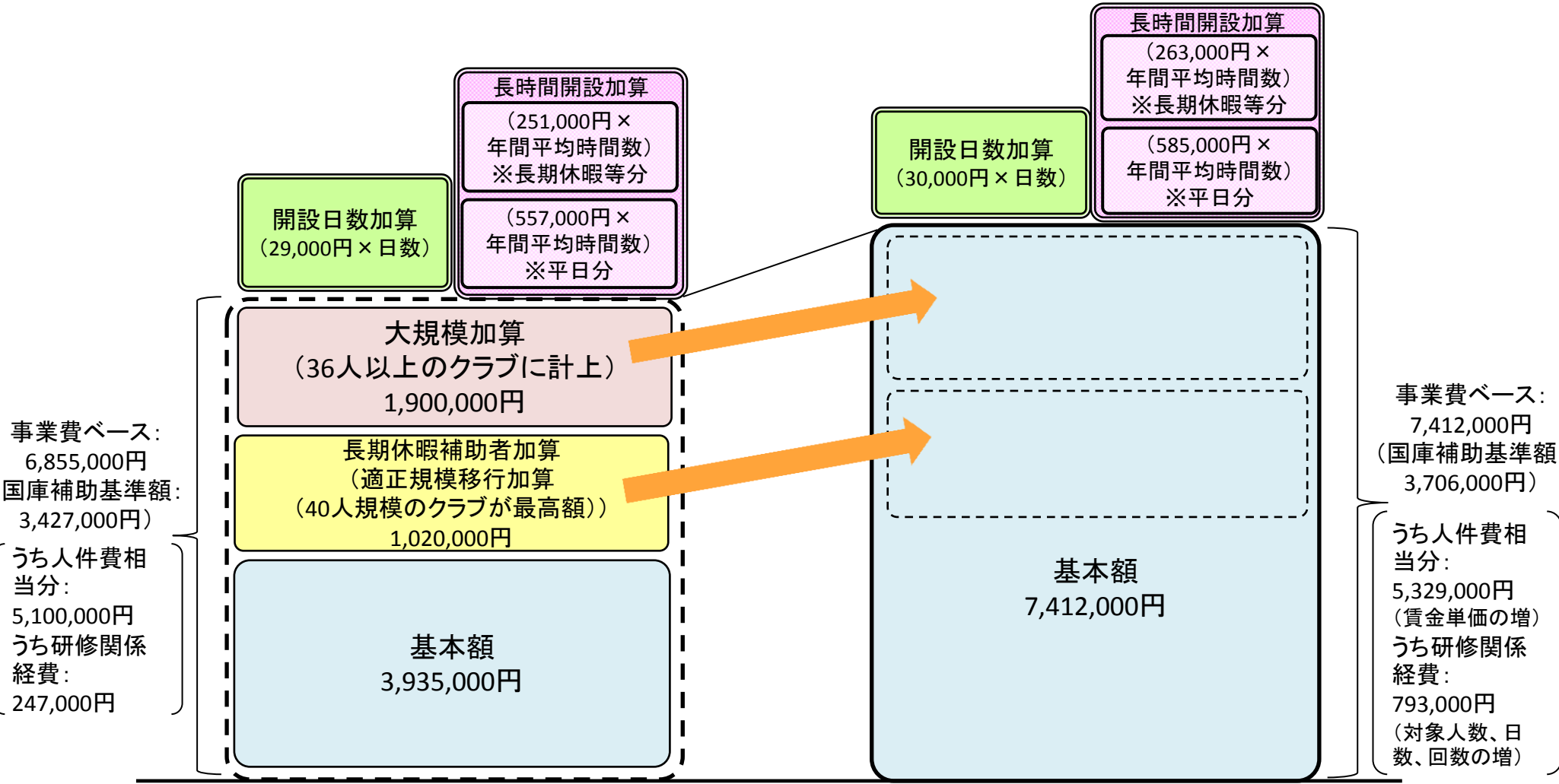
(参考1)

放課後児童クラブの「支援の単位」当たりの運営費の内容

○ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、運営費の国庫補助基準額の見直しを行うこととし、賃金単価の見直し、研修関係経費の充実などに必要な経費を計上。

平成26年度
(36~45人単価)

平成27年度(案)
(36~45人単価)



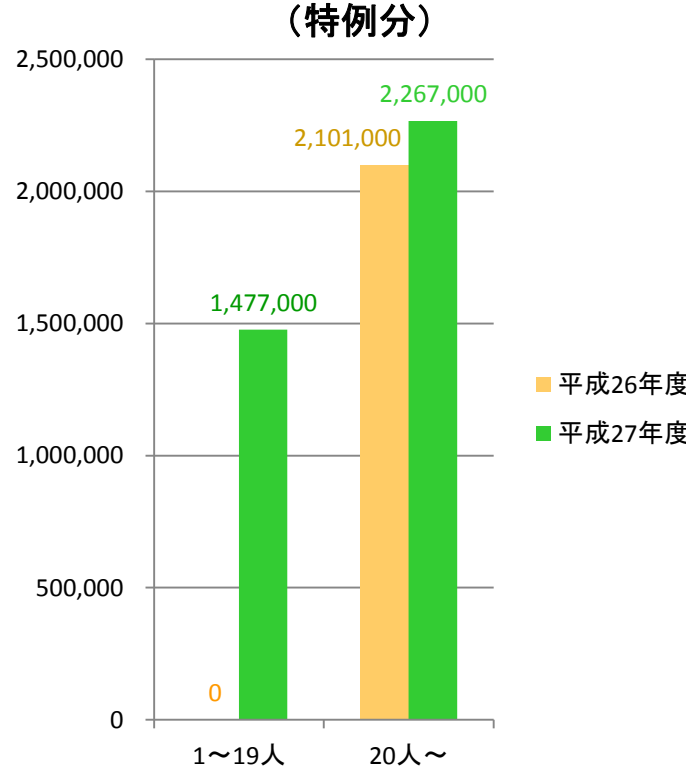
※大規模加算及び長期休暇補助者加算については、基本額に含まれている。

(参考2)

平成26年度と平成27年度の国庫補助基準額(案)の比較

主な補助単価(単位:円)

児童数	開設日数 250日以上	特例分(200 ~249日)
1人	1,479,000	1,477,000
5人	1,585,000	
19人	1,956,000	
27人	3,472,000	2,267,000
36~45人	3,706,000	
51人	3,526,000	
64人	3,136,000	
71人~	2,917,000	



※ ()書きの人数は、平成27年度国庫補助基準額(案)に対応する児童数であり、平成27年度国庫補助基準額(案)は児童数36~45人を除き、1人ごとに異なる。

※ 平成27年度の19人以下の国庫補助基準額(案)には、質の改善の「19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置」分532千円を含む。